

ほっと情報①

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 伊丹東有岡ワークハウス主催事業のご案内



自分らしく 地域で生活していく ための研修会

日時

平成26年3月19日(水) 13:30~15:30

場所

いたみホール6階 中ホール

講師

特定非営利活動法人ハートフル/障害者相談支援センター輪っふる
センター長 角野 太一 氏
相談支援専門員 坂本 茉衣子 氏
ピアサポーター 数名

対象

○伊丹市内において、障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受けている方
○障害福祉サービスを提供している事業所職員及び関係機関の方
いずれの方も、会場まで自力で来場できる方に限ります

参加費

無料(事前にお電話またはファックスにてお申し込み下さい)

内容

- ①相談支援事業とは?
- ②パネルディスカッション
- ③利用活動報告 感想発表
- ④質疑応答

お問い合わせ

伊丹東有岡ワークハウス(担当:友澤 松岡 川村)
電話 072-783-9885/ファックス072-783-9886



ほっと情報②

「いきいき健康体操」 ~自宅でもできる体操のヒントがいっぱい!~

桃寿園介護支援センター

正しい運動の方法を覚え、いつまでもスムーズに動くからだをめざしませんか? 体操教室が初めての方でも、無理なく参加できるメニューです。一緒に気持ちもからだもリフレッシュしましょう!

日時:平成26年3月13日(木) 14:00~15:30

講師:健康運動指導士 岸田 多栄子氏

場所:「桃寿園・松風園」大食堂(伊丹市昆陽池1-105)

定員:20名(先着順)

対象:市内在住の方(ただし、医師から運動制限を受けている方を除く)

持ち物:水分、タオル、動きやすい服装、上履き

お申し込み・お問い合わせ:桃寿園介護支援センター(担当:鈴木)

電話:072-780-1230 (定休日:土日祝)



~事業団だより~

ほっとメール

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
〒664-0014 伊丹市広畑3-1
いたみいきいきプラザ3階
電話 072-784-9987
ホームページアドレス
<http://jigyoudan-itami-hyogo.jp/>

特集 「こんなお困りごとにはこのサービス・制度を一権利擁護に関するサービス・制度のご案内」	P2・3
ほっと情報①「自分らしく地域で生活していくための研修会」ご案内	P4
ほっと情報②「いきいき健康体操」ご案内	P4



ほっと一枚

【一歩一歩】

ケアハイツいたみ通所リハビリテーションで実施中の個別リハビリテーションの様子です。歩行訓練のために施設内をゆっくり一歩ずつ歩かれる利用者に理学療法士が寄り添っていました。

特集



こんなお困りごとにはこのサービス・制度を — 権利擁護に関するサービス・制度のご案内 —

認知症や障がいによって判断能力に支援が必要になった時、これまでは家族や親族による支え合いが自然に行われてきましたが、少子高齢化、核家族化などが進むなか、家族が支え合う機能が低下し、また、虐待や悪徳商法の被害など、高齢の方、障がいのある方に対する権利侵害が社会的な問題となっています。

今号では、判断能力に支援が必要な方が「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける」ために必要な公的制度やサービスを「お困りごと」別にまとめてみました。

伊丹市社会福祉事業団では、高齢の方、障がいのある方、子どもなど、地域でお住まいの全ての方々が安心して

日常生活を送っていただくために、平成17年度より総合支援サービスとして法人後見事業を開始しました。伊丹市内に在住で、適切な後見人等を得られない方に対して、法定後見受任や任意後見契約を結んで支援しています。

また、お一人暮らし等でお身体が不自由で外出できない方を対象に、財産管理・保全サービスも行っています。

お困りごとのご相談は中央、荒牧、南野、桃寿園の4つの介護支援センターと事業団本部・高齢者在宅担当で承っております。どうぞお気軽にご相談ください。

(高齢者在宅担当 電話072-784-9987)

エンディングノートのすすめ



「終活」という言葉をちらほらと見かけるようになりました。「終活」とは「人生の終わりのための活動」の略で、人生の最期を迎えるにあたって行うべきことを総括する活動を意味する言葉です。具体的には、生前のうちに最後のセシモニーをご自分の希望通りに執り行ってもらうために葬儀やお墓などの準備をしたり、残されたご家族が困らないように様々な手続きを円滑に進められるための計画を立てておくことなどが挙げられます。

「寝たきりや認知症になったら医療・介護はこうして欲しい」、「延命治療を望む／望まない」、「葬儀やお墓は……」。最期まで自分らしく生きていたい、自分らしく終わりたいという願いやご自身の考えや希望をノートに記すことで明確にして、ご家族や親しい人たちに伝える—それが「エンディングノート」です。エンディングノートに決まった形はありません。最近では書店でも色々なタイプのノートが市販されており、インターネットで入手することも可能です。ただし、エンディングノートには法的効力がありませんので、相続等については正式な遺言書を用意する必要があります。また、エンディングノートの存在は常日頃から家族や周りの人に伝えておきましょう。

(総務課 社会福祉士 申 貞愛)

